別表第五十一号(第166条関係)

裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名　(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

再放送同意について協議が　不調[注1]／不能　のため、放送法第144条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

1　申請に係る基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
2　申請に係る再放送の概要
(1)　再放送しようとするテレビジョン放送
(2)　再放送を行おうとする区域
(3)　再放送の実施の方法
(4)　申請者が希望する再放送の開始期日
3　協議の経過
4　その他参考となる事項

注1　不要の文字は、抹消すること。
注2　「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。
注3　「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。
注4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
注5　該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。